

ご遺族の方へ

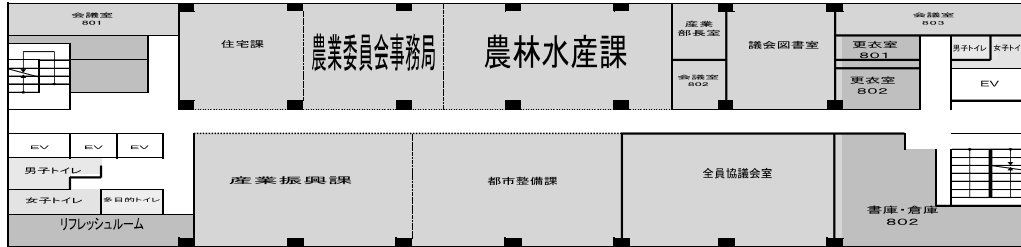
次の①から⑱までで該当する項目にチェックしてください。チェックした項目の手続きが必要になりますので、別紙一覧表の該当部分をお読みください。

チェック	亡くなられた方についての確認	該当する場合の手続き
<input type="checkbox"/>	① 3人以上の世帯の 世帯主 でしたか？	① 住民票の手続き
<input type="checkbox"/>	② 健康保険は、 国民健康保険 又は 後期高齢者医療 でしたか？	② 国民健康保険、後期高齢者医療の手続き
<input type="checkbox"/>	③ 国民年金 に加入していましたか？または、国民年金を受給していましたか？	③ 年金の手続き
<input type="checkbox"/>	④ 介護保険被保険者証 をお持ちでしたか？	④ 介護保険の手続き
<input type="checkbox"/>	⑤ 緊急通報システム を利用していましたか？	⑤ 緊急通報システムの廃止の手続き
<input type="checkbox"/>	⑥ 被爆者手帳 をお持ちでしたか？	⑥ 被爆者手帳をお持ちの方の手続き
<input type="checkbox"/>	⑦ 障害者手帳 や 受給者証 をお持ちでしたか？	⑦ 障害のある方の手続き
<input type="checkbox"/>	⑧ 中学校3年生以下のお子さま ですか？または、中学校3年生以下のお子さまを扶養していましたか？ ※高校生のお子さまを扶養している場合はお問い合わせください。	⑧ 児童手当等の額改定、受給者の変更等の手続き
<input type="checkbox"/>	⑨ 保育所に通われているお子さまを扶養していましたか？	⑨ 保育所の手続き
<input type="checkbox"/>	⑩ いきいきこどもクラブ に通われているお子さまを扶養していましたか？	⑩ いきいきこどもクラブの手続き
<input type="checkbox"/>	⑪ 市税 を納税されていましたか？	⑪ 市税の相続人代表者の指定の手続き
<input type="checkbox"/>	⑫ バイク や 農機具 、 軽自動車 を所有されていましたか？	⑫ バイク等の名義変更等の手続き
<input type="checkbox"/>	⑬ 亡くなられた方名義の口座で市税や水道料金、保育料などの 口座振替 をしていましたか？	⑬ 口座振替の変更手続き
<input type="checkbox"/>	⑭ 印鑑登録証 ・ 住基カード ・ パスポート をお持ちでしたか？	⑭ 印鑑登録証等の返還の手続き
<input type="checkbox"/>	⑮ 水道 の契約者（使用者）でしたか？	⑮ 水道の名義変更等の手続き
<input type="checkbox"/>	⑯ 井戸水 ・ 団地内専用水道 で 公共下水道等 を利用していましたか？	⑯ 下水道の名義変更等の手続き
<input type="checkbox"/>	⑰ 市営墓地 をお持ちでしたか？	⑰ 市営墓地の名義変更の手続き
<input type="checkbox"/>	⑱ 不動産 をお持ちでしたか？	⑱ 不動産に関する手続き

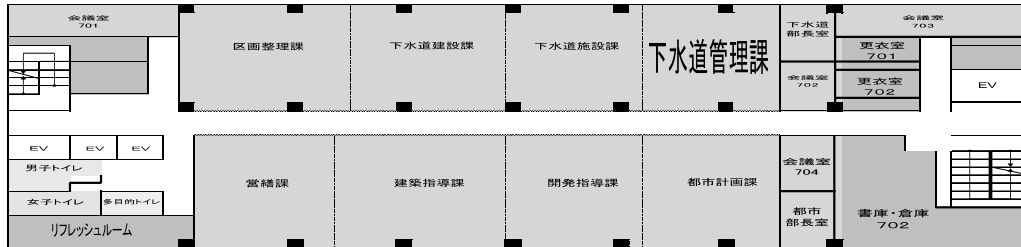
支所や出張所でできる手続きもあります。詳しくは各支所・各出張所へお問い合わせください。

黒瀬支所	(0823)82-2400 (代表)	八本松出張所	(082)428-0053
福富支所	(082)435-2211 (代表)	志和出張所	(082)433-2224
豊栄支所	(082)432-2211 (代表)	高屋出張所	(082)434-1111
河内支所	(082)437-1111 (代表)		
安芸津支所	(0846)45-1100 (代表)		

**本庁舎
本館8階**



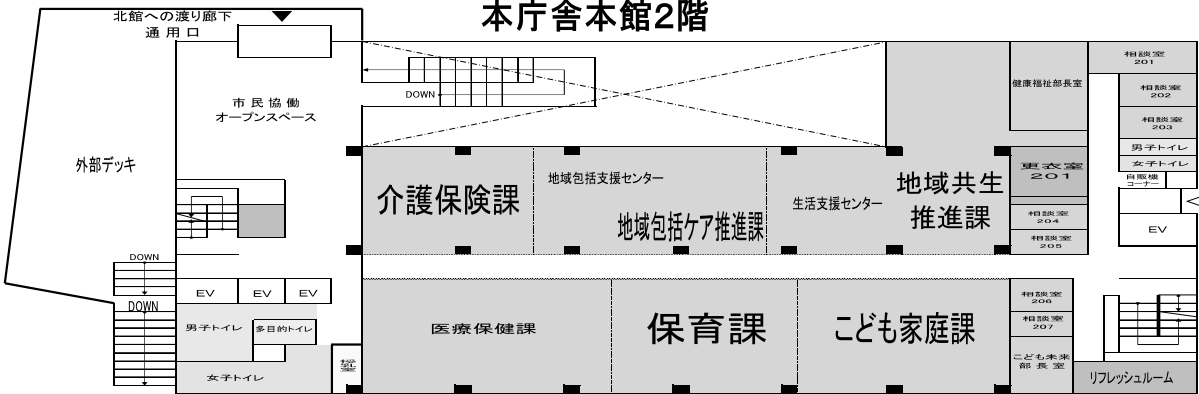
**本庁舎
本館7階**



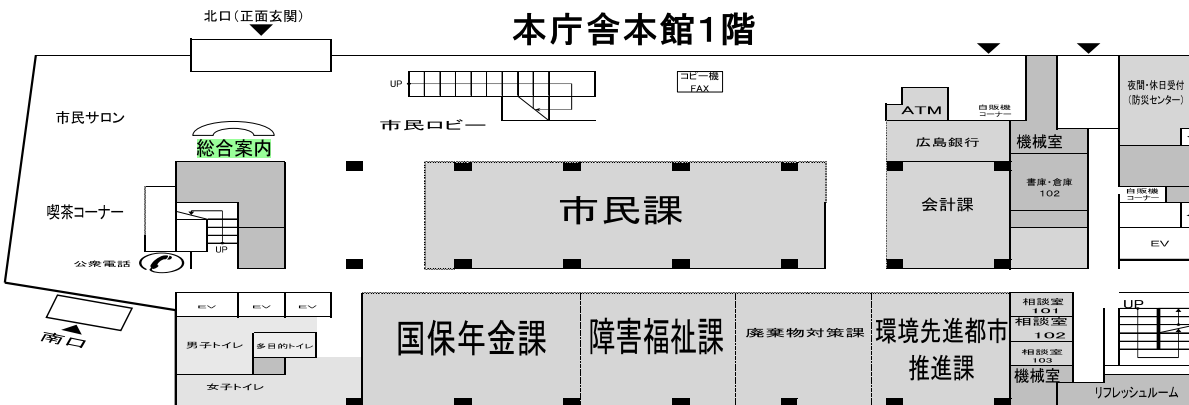
**本庁舎
本館5階**



本庁舎本館2階



本庁舎本館1階



本庁舎北館3階



亡くなられたときの手続き 一覧表

●法定相続証明制度

(広島法務局東広島支局 Tel (082) 422-2338)

相続登記をはじめ、その他の相続手続きには「法定相続情報一覧図」が便利です。
詳しくは、法務局へお問い合わせください。

①住民票の手続き

(市民課：本館1階 Tel (082) 420-0925)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 世帯主変更の手続き	本人確認できるもの

②国民健康保険、後期高齢者医療の手続き

(国保年金課：本館1階 Tel (082) 420-0933)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 国民健康保険の喪失手続き	本人確認できるもの(運転免許証など) 現世帯主のマイナンバーカード 国民健康保険被保険者証
<input type="checkbox"/> 国民健康保険葬祭費の請求手続き	葬祭費申請者の本人確認できるもの(運転免許証など) 死亡者、葬祭執行者、葬祭日のわかるもの(死体埋火葬許可証または会葬御礼ハガキ、葬儀社の領収書等) 葬祭執行者の振込口座がわかるもの
<input type="checkbox"/> 国民健康保険各証の返還	国民健康保険被保険者証 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証
<input type="checkbox"/> 国民健康保険・後期高齢者医療の相続人代表者指定手続き	相続人代表者の本人確認できるもの(運転免許証など) ※詳しくはお問合わせください。
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療葬祭費の請求手続き	死亡者、葬祭執行者、葬祭日のわかるもの(死体埋火葬許可証または会葬御礼ハガキ、葬儀社の領収書等) 葬祭執行者の振込口座がわかるもの
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療各証の返還	後期高齢者医療被保険者証 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証

③年金の手続き

(国保年金課：本館1階 Tel (082) 420-0933)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 国民年金の手続き (加入されていた方) (受給されていた方)	年金手帳・年金証書等、その他関係書類 ※詳しくは窓口にお問合わせください。

④介護保険の手続き

(介護保険課：本館2階 Tel (082) 420-0937)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者各証の返還	介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 介護保険負担割合証
<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定等の手続き	相続人代表者の本人確認できるもの(運転免許証など)及び振込口座がわかるもの

⑤緊急通報システムの廃止の手続き

(地域包括ケア推進課：本館2階 TEL(082)420-0984)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 緊急通報システムの廃止届	届出者の本人確認できるもの(運転免許証など)

⑥被爆者手帳をお持ちの方の手続き

(地域共生推進課：本館2階 TEL(082)420-0932 Fax(082)423-8065)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 被爆者葬祭料の支給申請手続き	被爆者手帳、手当証書 死亡診断書または死体検案書(コピー可) 申請者の印鑑、振込口座 死体埋火葬許可証または会葬御礼ハガキ、葬儀社の領収書等

⑦障害のある方の手続き

(障害福祉課：本館1階 TEL(082)420-0180 Fax(082)420-0181)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証・自立支援医療受給者証の返還	各受給者証
<input type="checkbox"/> 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の喪失手続き	届出者の本人確認できるもの(運転免許証など)
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還	各障害者手帳
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成の喪失手続き	受給者証
<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済年金・弔慰金の請求手続き	加入証書、加入者の死亡診断書(障害証明書)等 ※詳しくはお問合わせください。
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の喪失または額改定の手続き	証書等 ※詳しくはお問合わせください。

⑧児童手当等の額改定、受給者の変更等の手続き

(こども家庭課：本館2階 TEL(082)420-0407)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 乳幼児等・ひとり親家庭等医療費支給の喪失手続き	受給者証
<input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金の貸付停止手続き	※詳しくはお問合わせください。
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の喪失または額改定の手続き	証書等 ※詳しくはお問合わせください。
<input type="checkbox"/> 児童手当消滅又は額改定の手続き	届出者の本人確認できるもの(運転免許証など)
<input type="checkbox"/> 児童手当受給者変更手続き	新受給者の健康保険証、振込口座 ※死亡日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください。
<input type="checkbox"/> 児童手当未払請求の手続き	振込口座(児童名義のもの)

⑨保育所の手続き

(保育課：本館2階 TEL(082)420-0934)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 保育所の入所に係る手続き(現に保育所に入所されているお子様がいる方)	保護者の変更が必要です。 保育課へお越しください。

⑩いきいきこどもクラブの手続き

(青少年育成課：北館3階 Tel (082) 420-0929)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> いきいきこどもクラブの文書・請求書送付先として登録している保護者が亡くなった場合	保護者の変更が必要です。 青少年育成課へお越してください。

⑪市税の相続人代表者の指定の手続き

(市民税課：本館5階 Tel (082) 420-0910

資産税課：本館5階 Tel (082) 420-0911)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税）の相続人代表者指定手続き	相続人の印鑑 ※詳しくはお問合わせください。

⑫バイク等の名義変更等の手続き

必要な手続き	お持ちいただくもの・手続場所
<input type="checkbox"/> 原付・125cc以下のバイク ・農機具・小型特殊自動車	ナンバープレート、印鑑、運転免許証 市民税課 本館5階 Tel (082) 420-0910
<input type="checkbox"/> 軽自動車	軽自動車検査協会 広島主管事務所 Tel 050-3816-3080 広島市西区観音新町四丁目13番13-4号
<input type="checkbox"/> 125ccを超えるバイク	広島運輸支局 Tel 050-5540-2068 広島市西区観音新町四丁目13番13-2号

⑬口座振替の変更手続き

必要な手続き	お持ちいただくもの・手続場所
<input type="checkbox"/> 市税 (市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税)	新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印 ※金融機関又は収納課へお越してください。 (収納課 Tel (082) 420-0912)
<input type="checkbox"/> 水道料金、下水道使用料	新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印、水栓番号のわかるもの（検針のお知らせなど） ※金融機関、下水道管理課又は水道局業務課へお越してください。 (下水道管理課 Tel (082) 420-0957、 水道局業務課 Tel (082) 423-6333)
<input type="checkbox"/> 保育料	新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印、口座振替依頼書を持って金融機関に提出してください。 ※口座振替依頼書は保育課にあります。 (保育課 Tel (082) 420-0934)
<input type="checkbox"/> いきいきこどもクラブ利用料	新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印、口座振替依頼書を持って金融機関に提出してください。 ※口座振替依頼書は青少年育成課にあります。 (青少年育成課 Tel (082) 420-0929)

⑭印鑑登録証等の返還の手続き

(市民課：本館1階 Tel (082) 420-0925)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 各種カードの返納	印鑑登録証(兼市民カード)、住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）の返還	旅券

⑮水道の名義変更等の手続き

電子申請・電話可

(水道局業務課：水道局 1 階 Tel (082) 423-6333)

<input type="checkbox"/> 水道の契約者が亡くなった場合	中止または使用者変更の申請を、電子申請または電話連絡により行ってください。
---	---------------------------------------

⑯下水道の名義変更等の手続き

(下水道管理課：本館 7 階 Tel (082) 420-0957)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 世帯人数・使用者名義等の変更手続き	使用者（届出者）の本人確認ができるもの

※農業集落排水処理施設においても同様の手続きが必要です。詳しくはお問合わせください。

⑰市営墓地の名義変更の手続き

(環境先進都市推進課：本館 1 階 Tel (082) 420-0928)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 市営墓地使用者の相続による権利移転手続き (墓地使用权承継申請)	旧使用者の墓地使用許可証、相続原因を証明する書類（旧使用者の戸籍または除籍謄抄本等）、相続人との続柄が分かる書類、相続人の住民票（本籍地入り）、印鑑 ※環境先進都市推進課へお問合わせください。

⑱不動産に関係する手続き

・不動産登記の手続き（法務局）

<input type="checkbox"/> 不動産登記に関する事	土地や建物の相続による所有権移転登記は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。 (法務局ホームページ参照)
-------------------------------------	--

・公共下水道事業受益者負担金・分担金の手続き

(下水道管理課：本館 7 階 Tel (082) 420-0957)

必要な手続き	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/> 公共下水道事業受益者負担金等の納付義務者 (負担金納付中、徴収猶予中の方) が亡くなった場合の受益者変更手続き	新たに受益者となる方の本人確認ができるもの ※新たな受益者には相続人のみがなれます。

※詳しくはお問合わせください。

・占用物件（市所有電柱）の占用料支払いに係る手続き

(DX推進監：本館 5 階 Tel (082) 420-0944)

<input type="checkbox"/> 市の電柱を建てている土地の所有者が亡くなった場合	その土地を相続された方の届出が必要です。 DX推進監へお問合わせください。
---	--

・農地、山林の手続き

(農地…農業委員会：本館 8 階 Tel (082) 420-0972)

(田、山林…農林水産課：本館 8 階 Tel (082) 420-0939)

<input type="checkbox"/> 農地の所有者が亡くなった場合	その農地を相続された方の届出が必要です。法務局にて相続による所有権移転登記が完了しましたら、農業委員会へお越してください。また、登記地目が田の場合は、その田を管理される方の届出が必要です。農林水産課へお越してください。
<input type="checkbox"/> 山林の所有者が亡くなった場合	その山林を相続された方の届出が必要です。法務局にて相続による所有権移転登記が完了しましたら、農林水産課へお越してください。